

商品概要説明書 【財産形成年金預金(財形年金)】

平成30年1月4日現在

1. 商品名	・財産形成年金預金(財形年金)
2. 販売対象	・財産形成年金預金取扱契約先企業に勤務する契約時満55才未満のお客さま
3. 契約期間	・積立期間 5年以上 ・据置期間(最終預入日から年金受取開始日まで) 6か月以上 5年以内 ・受取期間 5年以上 20年以内
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・給与または賞与からの天引きによる積立預入 ・年1回以上、定期的に積立預入をすることが必要です。 ・預入日から年金元金計算日(初回年金受取日の3か月前の応当日)までの期間が1年以上の場合は、預入ごとに期日指定定期預金を作成します。 ・預入日から年金元金計算日までの期間が1年未満の場合は、預入ごとに自由金利型定期預金(M型)(単利型)を作成します。
5. 払戻方法	・据置期間経過後かつ満60才に達した日以降、5年以上20年以内の期間にわたり、3か月ごとに指定口座に振込みます。 ・指定口座は財形年金預金契約店舗の口座に限ります。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・固定金利(ただし、預入ごとに適用金利が変わるので、確定利回りではありません。) ・各積立預入時の店頭表示の利率を適用します。 ・個別の定期預金ごとに満期日以後に一括して支払います。 ・期日指定定期預金は、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年ごとの複利計算をします。 ・自由金利型定期預金(M型)は、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。
7. 税金	・財産形成住宅貯蓄と合計で550万円を限度として非課税とすることができます。 ・残高が非課税限度額を超過した場合または積立中断期間が2年以上に及んだ場合等非課税の要件を満たさない事態が生じた場合は、利息に20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・原則として年金以外の払戻しをすることはできません。やむを得ない事情により年金以外で払戻す場合は、過去5年間さかのぼって利息に20.315%の税金がかかります。ただし、年金の払戻開始後5年超経過している場合には、解約利息のみに20.315%の税金がかかります。 ・上記で税金がかかる場合、平成25年1月1日から平成49年12月31日までにお受取りになる利息等には「復興特別所得税(国税15%×2.1%→0.315%)」が課税されます。
8. 手数料	_____
9. 付加できる 特約事項	_____

10. 期限前解約時の取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・期日指定定期預金を満期日前に解約する場合は、預入された各定期預金ごとに預入期間に応じた期限前解約利率（詳しくは「期日指定定期預金の期限前解約利率」をご覧ください。）及び預入日または書替継続日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利計算した期限前解約利息とともに払戻します。 ・自由金利型定期預金（M型）を満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた期限前解約利率（詳しくは「自由金利型定期預金（M型）及び変動金利定期預金の期限前解約利率」をご覧ください。）及び預入日または書替継続日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに払戻します。
11. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭のマルチメディア情報表示画面をご覧ください。窓口へお問い合わせください。
12. 預金保険の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の対象預金です。1預金者あたり決済用預金以外の対象預金の合計で元本1,000万円までとその利息が保護されます。
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）に営業店またはコンプライアンス部（午前9時～午後5時、電話番号：0120-119-034）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話番号：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話番号：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話番号：03-3581-2249）、神奈川県弁護士会（電話番号：045-211-7716）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）に、上記コンプライアンス部または全国しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-5524-5671）にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記コンプライアンス部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
14. その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・他金融機関を含め、お1人さま1契約となります。一般財形預金・財形住宅預金との併用は可能です。

川崎信用金庫